

## 【平成27年第5回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

平成27年12月15日 健康福祉委員長 青木 功雄

### ○「議案第172号 川崎市保健所条例の一部を改正する条例の制定について」

#### 《主な質疑・答弁等》

##### \* 保健所の再編整備を行うメリットについて

これまでの7区の保健所体制においても、健康危機管理に対しては適切に対応してきたと考えているが、新型インフルエンザの感染等の様々な状況の変化に対して適切に対応できる体制を整えることを目的として保健所の再編整備を行うものであり、指揮命令系統の一元化の実現が再編整備の最大のメリットであると考えている。また、これまで保健所への申請や手続に係る届出は所管の区の保健所でのみ受付が可能であったが、保健所組織の一元化に伴い、条例改正後は他の保健所でも一部の届出等の受付が可能となるため、市民サービスの向上が図られるものと考えている。

##### \* 平成28年4月以降の保健所支所長の職種について

現行の法令上においては、保健所支所長は医師免許の取得は資格要件とされていないが、現在の保健所の機能や権能を保健所支所へ委譲することと考えており、これまで保健所長が果たしてきた職責を鑑みると、引き続き医師を保健所支所長として配置していきたいと考えている。また、保健福祉センター所長には、現在保健所長又は福祉事務所長を充てているが、平成28年4月以降は、保健所支所長又は福祉事務所長を充てることとしており、現行の体制と変化はない。

##### \* 横浜市における各区の保健所支所長の職種と役割分担について

横浜市では全18区に保健所支所が設置されており、医師9人、歯科医師1人、保健師1人、薬剤師・獣医師等3人、事務職員4人がそれぞれ保健所支所長として配置されている。保健所支所長は、専門職としての役割に加え、職種にかかわらず保健所支所全体のマネジメントを行う。医師が保健所支所長として配置されていない保健所支所についても、医師が必ず1人配置されている。

#### 《意見》

\* 従来どおり、各区に保健所の設置を継続した上で、大規模な感染症等に対しては、医療政策推進室等の既存部署の体制の強化を図ることで、健康危機管理体制の強化が可能と考えられるとのことだが、支所体制に移行すると、法令上医師職の配置が義務付けられなくなり、将来的に医師職が配置されなくなる懸念を払拭できないため、本議案には賛成できない。

#### 《審査結果》

賛成多数原案可決

### ○「議案第173号 川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について」

#### 《主な質疑・答弁等》

##### \* 火葬料の金額算出根拠について

今回の火葬料の改定は、平成26年度に示された「使用料・手数料の設定基準」に基づき、電気料金、ガス料金、火葬炉運転業務委託料、人件費、改修工事費等に要する費用を積算した上で、受益者負担割合を市内居住者は25%、市外居住者は100%としてそれぞれ金額を算出している。

\* 南部斎苑と北部斎苑における市外居住者の利用者数の違いについて

市外居住者の利用者数は、北部斎苑よりも南部斎苑が多くなっている。南部斎苑は北部斎苑と比較して交通の利便性が高く、近隣の自治体の居住者が利用しやすいことが考えられる。

\* 火葬料に関する受益と負担の公平性の在り方について

火葬業務は、公益的性格を強く有するため、利用者の居住地域によって不公平とならないよう配慮して、従来から受益者負担割合を低く設定しているが、今回の火葬料の改定に際しては、今後の高齢社会の進展や、災害時における一時的な火葬の需要の増加を見据え、老朽化した火葬炉の交換や斎苑の大規模改修工事等に伴う費用負担を受益者に対して求めるものである。

《意見》

\* 斎苑の火葬料を無料としている自治体もあり、受益者負担の考え方は火葬料になじまないと考えるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○ 「議案第175号 川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第198号 井田老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 指定管理予定者の選定理由について

現指定管理者から、介護職員のパートタイム化を進めて、経費の削減を図るという提案があったのに対し、指定管理予定者からは、調理や営繕のための職員を直接雇用することで外注のコストを削減し、その削減額を人件費に充当するという提案があった。両者の経費削減に対する考え方は正反対であったが、選定委員からは市民に対してより良いサービスを提供するためスキルの高い職員を配置すべきとの意見があり、指定管理予定者の提案が高評価となった。また、指定管理予定者からデイサービスの稼働率の向上について併せて提案があり、短時間のデイサービスの提供や時間延長サービス、夕食の提供などの手法により、現行の50%から将来的に90%まで上昇させたいとの考えが示された。これらの理由から指定管理予定者を選定したものである。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 199 号 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 柿生学園の改修スケジュールについて

現在、柿生学園を含む障害児を対象とした公設福祉施設の長寿命化、建て替え等に向けた計画を検討している段階であり、来年度に具体的なスケジュールを策定する予定である。

\* 三田福祉ホームの実績評価点が 0 点である理由について

三田福祉ホームのサービス内容は、知的障害者の居住支援を主としており、他の施設と比較して評価が難しいため、加点は行っていないが、他の施設より評価が劣っているという意味ではない。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 200 号 ふじみ園及び川崎市南部身体障害者福祉会館の指定管理者の指定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 201 号 川崎市身体障害者福祉会館の指定管理者の指定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 202 号 川崎市北部身体障害者福祉会館及び川崎市わーくす高津の指定管理者の指定について」

《意見》

\* 施設の改修に際しては、利用者の意見も取り入れて議論を進めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 203 号 川崎市聴覚障害者情報文化センターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 指定管理予定者の選定理由について

聴覚障害者施設の指定管理においては、聴覚障害者団体等から、利用者の気持ちをより酌み取ることができる事業者に運営をしてほしいと要望を受けており、本市でも聴覚障害者、手話通訳者、要約筆記者の団体とヒアリングを行ってきた。その中で今回の指定管理予定者は、神奈川県聴覚障害者福祉センターの指定管理を平成 18 年 4 月から実施しており、施設の管理、運営を行うための十分なノウハウが蓄積されていると考えられたため、選定したものである。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第204号 川崎市総合福祉センターの指定管理者の指定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第205号 川崎市高齢社会福祉総合センターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

\*介護職員に対する専門性向上のための研修について

介護職員初任者研修や福祉職向け現任研修等の様々な研修を行っており、民間の実施業者に委託して、比較的低廉な参加費で開催している。委託業者からは、今後5年間の研修スケジュールが提示されているが、社会情勢に合わせて適宜研修内容の見直しを図るとともに、介護職に関する国家試験の受験資格要件の状況に応じて、隨時適切な対応を図ることとしている。

《意見》

\*ヘルパー2級の資格を所有し、施設での就労を希望する方については、指定管理者が優先的に採用する等、行政が指定管理者に対して積極的に働きかけをしてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第206号 川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

\*市内の特別養護老人ホームに共通する課題について

市内8施設の特別養護老人ホームに共通して、施設の老朽化が進行しているにもかかわらず、予算上の理由から、指定管理者の希望どおりに修繕を行えていないという課題がある。また、これまで本市ではベッド数よりも施設数に重点を置き、狭い土地にも施設を整備してきた経緯から、1施設の特別養護老人ホームにおける採算が合うベッド数が一般的に100床とされている中で、50床から80床程度の施設規模となっており、採算ベースで厳しい状況であることも課題となっている。

《意見》

\*指定管理者制度においては、毎年モニタリングを行い実績評価点を算出しているが、評価が低くなってしまった場合には、原因究明も含めた指導を事業者に対して行ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 207 号 川崎市わーくす大師の指定管理者の指定について」  
《審査結果》  
全会一致原案可決